2026.4.1 改定

認可保育園

大空と大地のなーさりい

大森西園

入園のしおり

（兼 重要事項説明書）

目　次

1. 事業者名 1

2. 事業の目的 1

3. 運営方針 1

4. 提供する教育・保育の内容 1

（２）保育理念・保育目標 2

5. 園の概要 3

（１）園の概要 3

（２）施設の概要 4

6. 園生活 5

7. 健康と安全 13

（１）園での怪我の対応 13

（２）感染症 13

（３）与薬 14

（４）嘱託医 14

（５）嘔吐・下痢 14

（６）朝の検温・体調不良時の対応 14

（７）予防接種 15

（８）健康診断 15

（９）非常災害時の対策 15

（10） 虐待の対応 16

（11） 賠償責任保険の加入 16

（12） 個人情報 16

8. 苦情申出窓口 17

9. 料金 17

（１）保育料および夕食代等 17

（２）実費徴収 18

10. 服装 18

11. 持ち物 19

（１）乳児用 20

（２）幼児用 22

12. 入園手続き・入園時の提出書類 25

13. ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群） 26

1. 事業者名

- **事業者の名称**　株式会社キッズコーポレーション
- **代表者氏名**　代表取締役　釜野　晋史
- **法人の所在地**　栃木県宇都宮市中河原町 3-19 宇都宮セントラルビル 8 階
- **法人の電話番号**　028-638-7010
- **事業内容**　保育所・保育施設の開設・運営、保育施設受託運営他

2. 事業の目的

大空と大地のなーさりぃ（以下、「当園」といいます。）は、子ども一人ひとりの「歩み」に寄り添い、その子らしさを大切にする保育を実践します。 当園は、すべての子どもが本来持っている「育つ力」を信じ、人格ある一人の人として深く尊重しながら、その可能性を最大限に引き出す保育を通じて、心身ともに豊かに成長していく基盤を育みます。

当園は、心が揺さぶられるような豊かな環境と多様な体験を創造し、遊びと生活の中にある学びを未来へとつなげることで、自己を肯定し、自らの人生を主体的に切り拓いていく力を育てることを事業の目的とします。あわせて、家庭と連携し、安心・安全を基盤とした信頼関係のもとで継続的な子育て支援を行い、子どもと家庭の幸せな未来につなげることを目的とします。

3. 運営方針

1. 当園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
2. 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう、教育と保育を一体的に行うものとします。
3. 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとします。
4. 当園は、東京都、大田区の定める条例、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとします。

4. 提供する教育・保育の内容

「子ども一人ひとりが主役」をモットーに、当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示 117 号）を踏まえ、環境を通して自己肯定感を育む等、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

①発達の連続性を考慮した教育・保育の提供

0 歳児から 5 歳児まで一貫した、園児の発達を考慮した教育・保育を提供します。

②年齢ごとの特性、園児ごとの特性に応じた教育・保育の提供

健康、安全や発達の確保を図り、遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促し経験が得られるようにします。

（2） 保育理念・保育目標



保育理念

一人ひとりの「歩み」を信じ、幸せな未来につなぐ

私たちは、一人ひとりの子どもがそれぞれの速さと形で歩んでいく「人生のはじまり」に寄り添います。
子ども自身がもつ育つ力を信じ、心と体が健やかに育つ環境の中で、自ら考え、判断し、行動する力を育みます。
また、人との関わりを通して、つながりの温かさを知り、
互いを認め合いながら、共に成長する喜びを感じられる経験を大切にします。
心が動く体験や、新しいことへの挑戦を重ねる中で、豊かな感性と、自分らしく未来へ踏み出す力を育てていきます。
その一つひとつの積み重ねが、子ども一人ひとりのかけがえのない「歩み」となり、
笑顔と可能性が広がる幸せな未来へとつながっていく。
私たちは、そう信じて保育に向き合い続けます。

保育方針



一人ひとりの
「育つ力」を
信じます。

子どもを
一人の人として
尊重します。

心が動く
環境と体験を通して、
学びと生きる力に
つなげます。



保育目標

心も体も健やかに、自分らしく行動する子
人とのつながりを大切にし、共に成長する子
新しいことに挑戦し、豊かな感性を育む子

Kids Corporation

5. 園の概要

（1） 園の概要

名称	大空と大地のなーさりぃ 大森西園
施設の種類	認可保育所
所在地	大田区大森西 4―8―5
認可／開設年月日	令和 3 年 4 月 1 日
電話番号 ＦＡＸ番号	ＴＥＬ：03-6404-6800 ＦＡＸ：03-6404-6807
ＨＰアドレス	https://oozora-daichi.jp/facilities/omori-w/
園長氏名	渕田　奈都妃
職員数	園長1名、主任保育士1名、保育士14名以上、看護師1名、調理員3名以上、 事務員1名、他パート職員数名 ※職員数は在籍園児数により増減します。
利用定員 96 名	0歳児：12名　　1歳児：14名　　2歳児：14名 3歳児：20名　　4歳児：19名　　5歳児：17名 ※定員構成・お預かりする年齢は、変更する場合があります。
対象園児	生後 9 週目～就学前の園児（0～5 歳児） ※ お住まいの自治体より保育の必要性を判断する2号認定又は3号認定を 受ける必要があります。
入園日	毎月 1 日
実施する事業の種類	保育を必要とする園児への保育事業、延長・夜間保育事業、子育て相談
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 度実施、その他定期的な本社職員巡回によりサービス内容の向上に努めています。
職員への研修の実施状況	法人が実施する職務別研修、行政が実施する保育従事者研修等。
嘱託内科医	病院名　荒井クリニック 住　所　東京都大田区中央 7-15-14　電話：03-3751-0390
嘱託歯科医	病院名　いくこ歯科医院 住　所　大田区蒲田一丁目 2-5 ビューハイム　1F　電話:03-5703-5281

●2号認定・3号認定とは

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育（当園）を利用する際には、お住まいの自治体より支給認定を受ける必要があります。1 号認定から 3 号認定までの 3 つの区分があります。

・2 号認定・・・満 3 歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども

・3 号認定・・・満 3 歳未満の保育を必要とする子ども

※ 1 号認定（教育標準時間認定）は「満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども」であり、学校教育を担う幼稚園や認定こども園が該当します。

2 号認定、3 号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に区分され、施設を利用できる 1 日あたりの時間が定められます。

・保育標準時間利用（1 日あたり最長 11 時間）・・・主にフルタイム労働

・保育短時間利用（1 日あたり最長 8 時間）・・・主にパートタイム労働





（2） 施設の概要

敷地	敷地面積 973.69 ㎡		
建物	鉄骨造地上 2 階建　建築面積 433.97 ㎡延床面積 771.79 ㎡		
施設の内容	0 歳児室 1（乳児室・ほふく室）	1 室	20.71 ㎡
	0 歳児室 2（乳児室・ほふく室）	1 室	20.83 ㎡
	1 歳児室（乳児室・ほふく室）	1 室	48.39 ㎡
	2 歳児室（保育室）	1 室	32.52 ㎡
	3 歳児室（保育室）	1 室	47.83 ㎡
	4 歳児室（保育室）	1 室	49.21 ㎡
	5 歳児室（保育室）	1 室	45.81 ㎡
	園児用トイレ及びシャワーブース	3 室	49.66 ㎡
	調理室	1 室	28.96 ㎡
	事務室及び医務スペース	1 室	17.05 ㎡
	1F　外園庭	1	225.58 ㎡
	2F　デッキ園庭	1	53.98 ㎡
設備の種類	冷暖房、床暖房（0～2 歳児室）、オートロック、カメラ付インターフォンほか		



6. 園生活

（1） 開園時間

	保育標準時間 （1日11時間以内）	保育短時間 （1 日 8 時間以内）
開園日	月曜日～土曜日	
保育基本時間	7：15～18：15	8：15～16：15
延長保育（有料）	18：15～20：15	7：15～8：15、16：15～18：15 （18：15～20：15 の延長保育はありません）
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）	

※ 当園の時計で各区分の保育時間を超えた場合は、自動的に超過保育料を徴収させていただきます。超過した場合の保育料は1時間分の延長保育料となります。超過保育の発生の有無にかかわらず、予定の送迎時間が変更になる場合には、必ず事前にご連絡をお願いします。

【一日の流れ】

0～2歳児	時間帯	3～5歳児
順に登園（おはようございます） 健康観察 自由遊び 牛乳	朝	順に登園（おはようございます） 健康観察 自由遊び（遊びのコーナーを設定）
主活動（外遊びまたは室内遊び） （うた、絵本、おもちゃ遊びほか）	午前	主活動（外遊びまたは室内遊び） （うた、工作、お絵かき、絵本等年齢に合わせた活動）
食事又は離乳食 睡眠	昼	食事（栄養価を考えた、季節感のある手作り給食） 睡眠
めざめ おやつ又は離乳食 自由遊び	午後	めざめ おやつ(手作りおやつを提供) 自由遊び(遊びのコーナーを設定)または午後のお散歩
お迎えの順にさようなら	夕	お迎えの順にさようなら
延長保育	夜	延長保育

※ 上記はあくまでも予定です。年齢や季節などにより、生活時間は異なります。
※ 外遊びは、年齢ごと、季節ごと、気候に合わせ、様々なお散歩コースを選んで活動します。

【年間行事案：参考】

下記の行事予定はあくまで参考です。在園児の様子、月齢、年度により異なります。
年度初めの行事計画のご案内、毎月の園のお便り等で事前にご案内します。



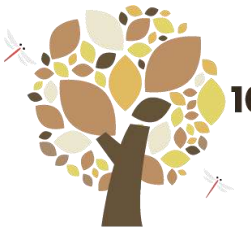
- 子どもの日
- 内科健診
- 保育参加・保育参観・個人面談





- 七夕
- 水遊びやプール
- 夏祭り・お月見会
- 歯科健診





- 運動会
- ハロウィン
- クリスマス
- 内科健診
- 保育参加・保育参観・個人面談





- お正月遊び
- 節分
- ひな祭り
- 卒園式



定例行事(毎月実施)　●お誕生会　●身体測定　●防災・避難訓練

（2） 登園と降園

1. 登園・降園時間（保育時間）は、原則として保護者の通勤時間と勤務時間の合算となり（介護や学校の場合は必要時間の合算)、保育が必要な場合に限ります。
2. 送迎時の付き添いは、保護者または保護者に代わる方（成人）がお越しください（送迎の方を決めてください)。お迎えの方が変更になる場合には、事前にご連絡ください。
3. 送迎を行う方は事前にかけはしポータル内で顔写真の登録をお願いいたします。ご登録がない方がお迎えに来た場合には、お子さまをお渡しできない場合があります。ご両親以外で送迎の可能性がある方がいる場合には、事前に顔写真の登録をお願いいたします。
4. 保育時間を変更する場合は、変更する前月の 10 日までに「保育時間申請書」の再提出をお願いいたします。事前のご連絡なく保育時間の変更はご遠慮ください。
5. 三輪車やストライダー等を園にてお預かりすることはできません。（ベビーカー除く）
6. 一度降園した後に、その日のうちに再度登園することはご遠慮ください。

禁止例

(ア)保護者の都合により一度お迎えに来た後に、再度用事があるので当園に預ける。
(イ)習い事があるので一度降園し、再度登園する。
(ウ)体調不良により一度降園し、回復したので再登園する

毎日の登園・降園時間のご注意

【登園】

- できる限り9：30までに登園をお願いします。9：30を過ぎますと、その日の中心となる活動が始まります。
- 給食の関係もありますので、欠席・遅刻・早退等の場合は、予定の登園時間前(遅くとも9：30)までに必ずご連絡ください。事前に分かる場合には、早めにお知らせください。

【降園】

- 保育標準時間の場合は18：15までに、保育短時間の場合は16：15までにお迎えをお願いします。その時刻を過ぎますと、延長保育(有料)となります。ご利用の場合には事前のお申し込みをお願いします。

（3） 園と家族の連絡

【連絡帳】

保育園とご家庭のやり取りについては連絡ツールの「かけはしポータル」を利用します。毎日 9 時までにご記入ください。お子さまの年齢によって連絡帳の書式が異なりますので、下記をご参照ください。

0〜2 歳児

お子さまの健康状態や日々の成長について、情報を共有するために使用します。ご家庭での様子や相談などをご記入ください。また、お子さまの園での様子をお伝えしますので、毎日必ずご確認ください。

3〜5 歳児

ご家庭でお子さまに関してお気づきの点、ご要望、相談がございましたらご記入ください。園からは、お伝えすべきことがありましたら記入いたします。毎日必ずご確認ください。

【その他】

- 行事やお知らせしたいことについては、基本的にはかけはしポータルよりご連絡いたします。必要に応じてプリントでの配付もしますので、各文書によく目を通して頂き回答が必要なものは期日までにご回答をお願いいたします。
- 朝出かけるときに何か変わった様子がある場合は、連絡帳等にその旨を記入し、登園時に口頭でも保育者へお知らせください。(機嫌が悪く登園をいやがる・風邪気味・昨日転んでヒザに傷があります等)
- お子さまに関する園への連絡、保育についての相談・疑問に思うことへの問い合わせや要望等は、随時承ります。お気軽にお知らせください。
- 保護者の出張等により、園に提出済の緊急連絡先（会社名・部署名等）に記載のものと連絡先が異なる場合には、連絡帳にその旨・該当日をご記入いただき、連絡先（場所、電話番号等）をお知らせください。

（4） 給食(およびおやつ・補食・夕食について)

1. 提供方針	食事はすべての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して摂取でき、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。手作りの季節に合った旬のものを提供します。
2. 提供方法	自園調理
3. 献立	保護者の方へは、前月 25 日ごろに翌月の献立表（食材や栄養分などを掲載）を、かけはしポータルに掲載します。
4. おやつ	15：00 頃に手作りのおやつを提供します。 2 歳児クラスまでのお子さまには午前に牛乳を提供します。
5. 補食	18：15〜19：15 の延長保育の際には、夕食までのエネルギーの補給として補食を提供します。 補食代は延長保育料に含まれています。

6. 夕食	19：15 以降お預けになる場合には、手作りの夕食を提供します（選択制ではありませんのでご注意ください）。月極で月額 1,500 円、日額で 1 食 300 円の夕食代がかかります。夕食を提供する場合には補食の提供はありません。
7. 衛生管理等	• 給食開始届及び食品衛生責任者を管轄保健所に届出ており、定期的に保健所による衛生面の確認検査が実施されます。 • 水質検査を 1 年に一回実施しています。 • 調理員は毎月検便を行っています。 • そのほか、日々、毎月のチェックリストにより衛生管理を実施しています。 • 食物アレルギーをお持ちのお子さまについては、基本は「アレルゲン除去食」にて対応させて頂きます。その際、医師記載による「生活管理指導表」の提出が必須となります。 • 上記書類は 3 月(年 1 回)の園への再提出が必要です。再評価・受診により、お子さまのアレルギーの耐性の推移・経過の報告をお願いします。 ※ ただし、アレルギーの程度や除去食物の種類によっては除去対応が難しいこともあります。その場合は、保護者様と相談の上、代替食の対応や弁当の持参をお願いすることがあります。 ※ 保護者独自の判断で食物除去をしないようお願いします。必ず定期的にアレルゲン抗体検査や診断を受け、医師の指示に従ってください。

（5） 延長保育および夕食

月極とスポット(日額)の二種類があります。ご希望の方はあてはまる方をお選びいただきお申込みください。あくまで保育が必要な場合(保護者の就労・学校・介護等)に限ります。

1. 月極延長 保育 および月極の夕食

保育標準時間のみ対象

1 ヶ月に 10 日以上延長保育を必要とする方が対象となります。

0 歳児クラス	**1 時間延長**	6,000 円
	2 時間延長	12,000 円
1 歳児以上クラス	**1 時間延長**	4,000 円
	2 時間延長	8,000 円
夕食代		1,500 円

【夕食】

- **19：15 を超える延長・夜間保育をお申込みの場合は、 お子さま の健全な発達・健康面に配慮し、夕食を提供いたします。月極の夕食代は月額 1,500 円です。 夕食を提供する場合は、補食はありません。**
- **18：15～19：15 の延長 保育をご利用の場合は補食を提供します。補食代は 保育料に含まれています。**

■申込み方法 およびお支払い方法

「月極延長保育申込書 」（巻末の 別紙 1 をコピーの上ご記入ください）を、ご利用開始の前月 15 日までにご提出ください。

1 日よりご利用開始となります。延長保育 料や夕食代は、日割りでの返金、清算はできません。

支払いは、キャッシュレス決済（会費ペイ）を導入しております。月末締め、翌月 26 日決済となります。

ご登録はかけはしポータルより可能となります。詳細は別途ご案内いたします。

なお、月極延長保育は、毎年上記のお申込み、ご提出をお願いいたします。

（6） スポット（日額）延長保育

1 日定員 4 名及び月極の定員に空きがある場合のみ利用可能です。

【保育標準時間のスポット延長保育料】

※ 18：15以降の延長保育は、保育短時間の園児は利用できません。

・**18：15～19：15**　1 回あたり 600 円（補食代込）

・**18：15～20：15**　1 回あたり 1,200 円（夕食代が別途 1 食 300 円かかります）

【夕食】

19：15 を超える延長保育をお申込みの場合は、お子さまの健全な発達・健康面に配慮し、夕食を提供いたします。

夕食代は 1 食 300 円です。夕食を提供する場合は、補食はありません。

※ 18：15～19：15の延長保育をご利用の場合は補食を提供します。補食代は保育料に含まれています。

【保育短時間のスポット延長保育時間・料金】

7：15～8：15、16：15～18：15 日額 600 円／1 時間

■申込み方法及びお支払い方法

かけはしポータル内の「スポット延長保育申請」より、ご利用予定月の前月10日までに申請してください。前月10日を過ぎる場合や急なスポット延長を申請する場合、巻末の別紙2スポット(日額)延長保育申込書(コピーの上ご記入ください)を園にご提出ください。

延長保育は1回（または1時間）単位となります。分単位の精算はできません。

支払いは、キャッシュレス決済（会費ペイ）を導入しております。月末締め、翌月 26 日決済となります。

ご登録はかけはしポータルより可能となります。詳細は別途ご案内いたします。

（7） 就労状況、ご家庭等の状況に変更がある場合

お引っ越し、就労時間の変更、職場、職業等、ご家庭の状況に変更がある場合には、お早めに大田区および園までお知らせください。区所定の書類の提出が必要となり、利用保育時間の区分や保育料が変更になる場合があります。
また、入園時にご提出していただいた書類内容と異なる場合には、再提出をお願いします。

（8） 利用終了、退園、休園、産休・育休中の在園資格

1. 利用の終了について

当園は以下の場合には、教育・保育の提供を終了致します。

- 6 歳の誕生日を過ぎて 3 月 31 日となったとき（3 月 31 日が最終登園日）
- 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
- 大田区の要件に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

2. 退園について

- 家庭の事情等により退園する場合は、「退園届」が必要となりますので、園にご請求ください。
- 退園される場合は、お早めに退園届のご提出をお願いします。
- 園に連絡するとともに、大田区に退園する旨を知らせ、所定の手続きを行ってください。
- 途中退園する場合でも、その月の 1 日に在籍している場合には月額の保育料および延長保育料がかかります。

日割りの精算、返金はできません。

- 大田区外に転出し、引き続き当園に通園を希望する場合も「退園届」が必要です。詳細は大田区の保育相談係へ

お問い合わせください。

3. 休園について

- 諸事情等により 1 ヶ月以上休園される場合は、「休園届」が必要となりますので、園までご連絡ください。
- 休園される場合は、遅くとも休園する月の前月 10 日までにご提出をお願いします。
- 2 ヶ月を超えて休むことはできません。その場合、保育の必要性がないと判断され、退園となりますのでご注意ください。
  長期にわたる休園の場合、事前に保育相談係にご相談ください。

4. 出産予定がある場合について

保護者の方が第 2 子以降の出産に当たる場合、変更届（出産予定）の提出、出産後に変更届（世帯員増）の提出が必要になります。また、育児休業を取得する場合と、育児休業を取得しない場合で手続きが異なり、保育時間も変更になります。
事前に保育相談係に手続きや提出書類をご確認いただき、すみやかに手続きをお願いします。
なお、産休・育休中の保育時間は 8:00~16:00 となっております。困難な場合は園にご相談ください

（9） 慣れ保育

入園後、お子さまが保育園に無理なくなじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていきます（一週間程度が目安ですが、お子さまの状況により異なります）。初日は 1〜2 時間程度、毎日 1〜2 時間ずつ保育時間を増やし、保育園の環境になれることを目指します。お子さまのためにもご協力をお願いします。

就労等により、慣れ保育が困難な場合は、ご相談ください。

7. 健康と安全

（1） 園での怪我の対応

＜怪我・打撲や捻挫など経過観察が必要な場合＞

- 園で応急処置をします。
- その時は異常がなくても、後から腫れや痛みがでることがあります。帰宅後も経過を見てください。容態が変わった場合には、病院で受診した後、園に連絡をお願い致します。

＜医師の治療を必要とする怪我をした場合＞

- 医師の治療が必要だと判断した時点で、保護者に連絡します。
- 原則は保護者の方に付き添っていただき、かかりつけの医療機関で受診します。
- 保護者が付き添うことができない場合や、保護者に連絡がとれない場合は、職員がお子さまに付き添い園近隣の医療機関で受診します。
- 緊急を要すると判断した場合は、すぐに園近隣の医療機関で処置していただき、受診中または受診後に保護者に連絡することがあります。あらかじめご了承ください。

（2） 感染症

- 学校保健法で定められた病気や感染症にかかった場合は、他の園児へ感染させないため、また余病を防止するため、医師から許可が出るまで登園は控えてください。
- なお、登園時に別紙 3「感染症届出書（保護者が記載）」別紙 4「登園届」（インフルエンザ用、保護者が記載）別紙 5「登園許可書」（医師が記載）」のご提出をお願い致します。詳細は下表をご覧ください。
- また、家族の方が感染症にかかっている場合は、登園を控えるようご協力ください。
- **別紙をコピーの上ご記入をお願いいたします**

様式	提出方法	該当する感染症について
別紙 3 感染症届出書	医師の指示のもと、**保護者が記入した**別紙 3「感染症届出書」をご提出ください。	末尾添付の 別紙 3「感染症届出書」 別紙 4「登園届」（インフルエンザ・コロナウィルス用） 別紙 5「登園許可書」 に記載されている感染症一覧をご確認ください。
別紙 4 登園届 （インフルエンザ・コロナウィルス用）	医師の指示のもと、**保護者が記入した大田区所定の書式である専用の**別紙 4「登園届」をご提出ください。	
別紙 5 登園許可意見書	病院で受診、**医師が記入した大田区所定の書式である**別紙 5「登園許可書」をご提出ください。	

（3） 与薬

保育中に与薬が必要な慢性疾患等の場合は園にてご相談ください。

なお、園では、虫よけ、かゆみ止めとして人体に影響の少ないイカリジンの成分が含まれた虫よけスプレー、レスタミン軟膏を常備使用します。ほか、保湿、皮膚の保護等のためにワセリンを常備、使用します（ワセリンは応急処置として一時的な使用に限定、保護者様からの使用のご依頼はお断りしております)。皮膚が弱い等により使用を希望しない、ご相談がある場合は園までご連絡ください。

（4） 嘱託医

以下の嘱託医による定期健康診断、医療相談等を園で実施します。

嘱託医(内科)	医師名	住所	TEL
荒井クリニック	荒井　俊秀	東京都大田区中央 7-15-14	03-3751-0390
嘱託医(歯科)	**医師名**	**住所**	**TEL**
いくこ歯科医院	片桐　郁子	東京都大田区蒲田1-2-5 ビューハイム1F	03-5703-5281

（5） 嘔吐・下痢

症状が回復し、普段どおりの生活（食事・排泄・機嫌）が送れるようになってから登園させてください。

回復前の登園は状態を悪化させ、病気を長引かせてしまうことになります。また園では集団生活のため、集団感染の危険が伴います。嘔吐や下痢のためお子様の衣類に汚物が付着した場合、感染防止の観点から園では洗い流すことは出来ません。

また、尿や血液など汗以外の体液が付着した場合にも同様となります。

衣類をそのままビニール袋等に入れ密封した状態でお返しさせて頂きますことを何卒ご理解・ご協力頂きますようお願い申し上げます。

（6） 朝の検温・体調不良時の対応

＜朝の検温＞

- 毎朝、ご家庭にて体調を確認し検温を行い、かけはしポータルに体温をご記入ください。
- 37.5°C以上の発熱または平熱プラス 1°C以上の発熱（平熱 36.2°Cの場合は 37.2°C以上）の場合は、病院で受診の上、医師の判断に従ってください。

＜園で体調不良の場合＞

- 医務スペースで安静に過ごしながら、お子さまの容態を観察します。
- 保育園でお子さまの体調がすぐれない場合には、保護者にお迎えをお願いすることがあります。お迎えの判断基準として、37.5°C以上もしくは平熱プラス 1°C以上の発熱を目安としていますが、体温だけでなく、顔色、機嫌、食欲等も確認した上で総合的に判断し、お迎えを依頼するかどうか決定いたします。
- 感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス等）が疑われる嘔吐や下痢の症状があった場合には、保育園内の集団感染を防ぐためにも、早急なお迎えの依頼をさせていただきます。
- お迎えに来られるまでの間、医務スペースにて保育士又は看護師が付き添い安静に過ごします。

（７） 予防接種

予防接種を受けた後は副反応が起きる可能性もありますので、ご自宅でゆっくりと過ごせるようにご協力をお願いします。
また、予防接種を受けられましたら、園にお知らせするとともに「けんこうてちょう」（かけはしポータル）への記入を
お願いいたします。

（８） 健康診断

①健康診断

0 歳児は月 1 回、1～5 歳児は年 2 回（必須）、嘱託医が定期健診を実施します。健診の結果については、後日保護者にお知らせします。

②歯科健診

年 2 回、嘱託医が歯科健診を実施します。歯科健診の結果については、後日保護者にお知らせします。

③身体測定

身長・体重の測定を毎月行います。結果については、後日保護者にお知らせします。その他、お子さまの日ごろの様子で
ご心配なことがありましたらご相談ください。

※ 健康診断の日に欠席された場合、嘱託医等で健診を受けていただく必要がございます。

（９） 非常災害時の対策

気象警報等が発令された場合は、かけはしポータルの緊急連絡機能や、NTT 災害等伝言ダイヤルによりご家庭に状況を連絡します。

【登園前】

警戒宣言が発令されたときは、自主登園となります。無理に登園することなく、一番の安全策をお取りください。

【登園後】

警戒宣言が発令されたときは、すべてのお子さまを保護者がお迎えにくるまで園で保護します。

消防計画作成 (変更)届出書	令和 3 年 4 月に届出済		
避難訓練	火災及び地震を想定した防災・避難訓練（月 1 回）を実施します。		
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯		
避難場所・震災救援所	大森西四丁目公園	**広域避難場所**	大森第八中学校

※年に 1 回は不審者侵入避難訓練を行います。

管轄消防署、警察署

消防署	**管轄消防署：大森消防署** 【所在地】大田区中央 8-1-14【TEL】03-3755-0119
警察署	**管轄警察署：蒲田警察署** 【所在地】大田区蒲田本町 2-3-3 【TEL】03-3731-0110

(10) 虐待の対応

当園は、利用乳幼児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、園長を責任者とし、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じます。

(11) 賠償責任保険の加入

当園では、以下の賠償責任保険に加入しております 。

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	保育園経営者賠償補償、園児傷害事故補償
保険金額	1 事故 10 億円 1 名につき 10 億円 入院補償 1,500 円／1 日通院補償 1,000 円／1 日

(12) 個人情報

- 当園の運営事業者および従事するすべての職員は、保育を提供するうえで知り得た園児、保護者およびその家族に関する情報を第三者に対して漏らさないこととし、この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が園児および保護者の個人情報を提供する場合、保護者と契約書を交わすこととします。
- 施設運営内容の向上を目的とした運営委員会等の会議体に対し、事業者が園児および保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、その都度文書で保護者の同意を得るものとします。
- 行事の様子を撮影した画像、動画等（保護者や園児の関係者、保育園等が撮影したもの）は、個人による観賞のみを利用目的とし、SNS（ソーシャルネットワーク：ツイッター、フェイスブック等)、ブログ、YouTube、ホームページ、チラシ、ポスター、その他不特定多数の人物に公開する媒体への利用掲載を堅く禁止します。保護者自身のお子さま以外の人物（園児や　　保護者等）が映っている画像、動画等を許可なく掲載した場合、大きなトラブルの原因になりますので十分ご注意ください。

8. 苦情申出窓口

当園は、利用者の皆様から寄せられた苦情について、適切な対応によりその解決にあたります。本園における苦情解決の仕組みとして、苦情受付担当者、苦情解決責任者および第三者委員を設置しています。

苦情受付担当者	主任保育士　小野井　真央
苦情解決責任者	園長　渕田　奈都妃
第三者委員	横堀法律事務所弁護士：横堀　太郎 電話：028-622-4588 保育士／一級建築士：土屋　文昭 電話：090-1817-5250
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

※ このほか苦情やご要望等がございましたら、株式会社キッズコーポレーション（電話：03-6206-9280）までご連絡ください。

9. 料金

（1）保育料および夕食代等

		保育標準時間 （1 日 11 時間以内）	保育短時間 （1 日 8 時間以内）
基本保育料	**料金**	年齢や所得に関わらず全ての世帯が無償となります。	
	対象時間	7：15～18：15	8：15～16：15 の間の 8 時間
延長保育	**料金・対象時間**	**【月極延長保育】** 18：15～20：15 0 歳児　月額 6,000 円／1 時間 月額 12,000 円／2 時間 1 歳児以上　月額 4,000 円／1 時間 月額 8,000 円／1 時間 **【スポット（日額）延長保育】** 18：15～19：15 日額　600 円（補食込） 18：15～20：15 日額 1,200 円（夕食代別）	**【スポット（日額）延長保育】** 7：15～8：15 及び 16：15～18：15 日額 600 円／1 時間 ※ 保育短時間は、18：15～20：15の延長保育はありません。
夕食代	**料金・対象時間**	【月極】月額 1,500 円 【日額】1 食　300 円 ※ 19：15を超える延長保育をお申込みの場合、園児の健全な発達・健康面に配慮し、夕食を提供・料金を徴収いたします。	

※ 月極の延長保育は、18：15～19：15又は18：15～20：15の二択となります。1分～30分単位等での精算はできません。

※ スポットの延長保育は、1時間単位でのお申込み、精算となります。1分～30分単位等での精算はできません。

（2） 実費徴収

原則として、保育で必要な物品等はすべて園で用意します。行事費、教材費がかかる場合には事前にご案内し、実費を徴収させていただきます。その他、ご希望の方を対象に園や行事でのお子さまの様子を撮影した写真は実費販売します。
また、おむつの定額利用サービスを扱っております。ご希望の方は職員へお伝えください。

10. 服装

お子様が活動しやすい服装で登園してくださるようお願い致します。衣類は、ご家庭でご着用のものをご用意いただいて結構ですが、新たに揃える場合は以下を参考にお選びください。

① 活動しやすいもの	• 伸縮性のある綿のＴシャツや膝がかくれる長さのズボンがおすすめです。 • 飾りのボタンやひも、フードのついていないシンプルな形が安全です。 • ずり落ちたりせず股上丈が深いズボン、上着はお腹や背中がでないようになるべく丈の長いものがおすすめです。フードのないものが安全です。 • すそが長すぎるズボンやスカートは動きにくく、ケガに繋がりやすいのでお控えください。 • スパンコールやビーズが付いた服は外れ落ちた際に誤飲につながる恐れがあるのでお控えください。
② 着脱を習慣づけるために	• ズボン、パンツはゴム入りの簡単なものをおすすめします。 • 前襟ぐり、袖ぐり、袖下にゆとりがあるものがおすすめです。 • 靴は、かかとを持って履ける運動靴をおすすめします。園外遊びや散歩をたくさんしますので、足に合った靴をお選びください。
③ 安全で洗濯しやすいもの	• シャツは汗や汚れを吸湿し、通気性のよい綿素材がおすすめです。毎日の洗濯が可能で、肌への刺激も少ないです。特に、乳児は肌への刺激を考慮し、化学繊維の下着は避けましょう。 • 前かけは、各家庭で洗濯をしていただきますので、扱いやすいものをご用意ください。
④ オムツについて	• ご家庭でご使用になっている紙オムツをお持ちください。紙オムツ、紙パンツのどちらでも結構です。 • オムツには１枚ずつ大きく記名してください。 • 園で使用した紙オムツはこちらで処分します。 • 個人のストック分の紙オムツが足りなくなった場合には、園にある紙オムツを使用します。使用した分は後ほど頂戴し、園用として補充させていただきます。 • 「おしり拭き」は各自ご用意ください。 ※サブスクをご利用の方はオムツ・おしり拭きは園でご用意いたします。



11. 持ち物

	品名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳/4 歳/5 歳
毎日持ってくるもの	登園バッグ	1	1	1	1
	食事用エプロン	3	3	3	—
	紙オムツ	7	7	5	—
	着替えセット （上着、ズボン、下着）	3	3	3	1
	うがい用コップ・袋	—	—	1	1
	スタイ(必要な場合)	3	3	—	—
園にストックしておくもの	バスタオル(お昼寝用)	2	2	2	2
	上履き（白無地）	—	—	—	1
	カラー帽子	1	1	1	1
	ポリ袋	1	1	1	1
	おしりふき(必要な場合)	1	1	1	
	水遊びセット　※夏季のみ （水着・タオル・水泳帽）	1	1	1	1
	フェイスタオル　※夏季のみ	1	1	1	1

※おむつの定額利用サービスを申し込まれている方は【紙おむつ】【おしりふき】【エプロン】の持参は不要です。

※入園時（最初の登園日）には、上記をすべてお持ちください。(夏季・冬季に必要なものは必要時にご案内いたします)

※バスタオル・カラー帽子・上履きは、週末に持ち帰り、洗ったものを翌週にお持ちください。

※スプーン・フォーク・箸は園で用意します。個人用は不要です。

※離乳前のお子さま用ミルク及び哺乳瓶は園で用意します。

※靴（戸外遊び用）は登園用靴が運動靴の場合は不要です。0 歳児は必要な時期になりましたらお知らせいたします。

※スタイは 0 歳児及び 1 歳児で必要な場合、ご持参ください。綿 100%及びスナップボタンのもの推奨します。

（1）乳児用

【乳児：毎日持ってくるもの】

	持ち物	参考写真
毎日持ってくるもの	**登園バッグ** • エコバッグのようなもので可。 • 柔らかい素材で折りたためるもの	
	食事用エプロン • ビニール素材のものを推奨。 • 首あたりの部分に記名をお願いします。 • 補色がある場合は１つ追加。	
	紙オムツ • 後ろに大きく名前を書いてください。 • 使用した分、補充をお願いいたします。	
	着替えセット（上着、ズボン、下着） • 季節にあったものをご用意ください。 • 使用した分、補充をお願いいたします。 • 0、１歳児クラスは入園後にネームタグ付きのゴムバンドをお配りします。 • ２歳児クラスは着替えを巾着袋に入れてお持ちください。	

【乳児：園にストックしておくもの】

<table>
<tr><td rowspan="5">園にストックしておくもの</td><td><u>バスタオル 2 枚(お昼寝用)</u>

• 0 歳児：100cm × 50cm （目安）を 2 枚
• 1〜2 歳児：130cm × 50cm （目安）のコットカバー（ゴム付き）とバスタオルを各 1 枚ずつ
※週末に持ち帰り、洗濯をお願いします。</td><td>別紙参照</td></tr>
<tr><td><u>上履き（2 歳児のみ）</u>

• 2 歳クラスは冬頃からご用意いただきます。
• 白の無地をご用意ください。

※週末に持ち帰り、洗濯をお願いします。</td><td></td></tr>
<tr><td><u>カラー帽子</u>

• クラス毎の色指定のもの。園よりお渡しします。
• ０歳児クラスは貸し出しの帽子を使用します。</td><td></td></tr>
<tr><td><u>ポリ袋 1 箱、レジ袋 2〜3 枚</u>

• 汚れ物が出た場合に使います。
• 無くなりましたら補充をお願いいたします。</td><td></td></tr>
<tr><td><u>おしりふき(必要な場合)・ふた</u>

• おしり拭きの上部に名前をご記入ください。
• 入園時に、ウェットティッシュ用のふたをご用意ください。</td><td></td></tr>
</table>

園にストックしておくもの	**避難用靴・避難用靴下** • 0 歳児クラスは避難用靴下を 1 組お預かりします。 • 1、2 歳児クラスは避難靴を 1 足お預かりします。	
夏季	**水着セット** • 必要時にお知らせいたします。	

（2） 幼児用

【幼児：毎日持ってくるもの】

	持ち物	参考写真
毎日持ってくるもの	**登園バッグ** • 季節にあったものをご用意ください。 • 特に指定はございません。 • キーホルダーは禁止としています。	
	お着替えセット （巾着袋に入れてお持ちください） • 季節にあったものをご用意ください。 • 使用した分、補充をお願いいたします。	
	うがい用コップ・袋・水筒 • 耐熱性の取っ手付きプラスチックコップ。 • 袋は巾着袋で可。 • 毎日持ち帰ります。きれいに洗ってお持ちください。 • 水筒はひも付き、直のみタイプで、中身はお茶か水を入れてください。	

【幼児：園に常備しておくもの】

	持ち物	参考写真
園に常備しておくもの	**バスタオル 2 枚(お昼寝用)** • 3～5 歳児：130cm × 50cm （目安）のコットカバー（ゴム付き）とバスタオルを各 1 枚ずつ ※週末に持ち帰り、洗濯をお願いします。	別紙参照
	上履き • 白の無地をご用意ください。 • 週末に持ち帰り、洗濯をお願いします。	
	カラー帽子 • クラス毎の色指定のもの。園よりお渡しします。 • 帽子の内側にお名前をご記入ください。	
	レジ袋 • 汚れ物が出た場合に使います。 • 無くなりましたら補充をお願いいたします。	
夏季	**水着セット** • 必要時にお知らせいたします。	

留意点

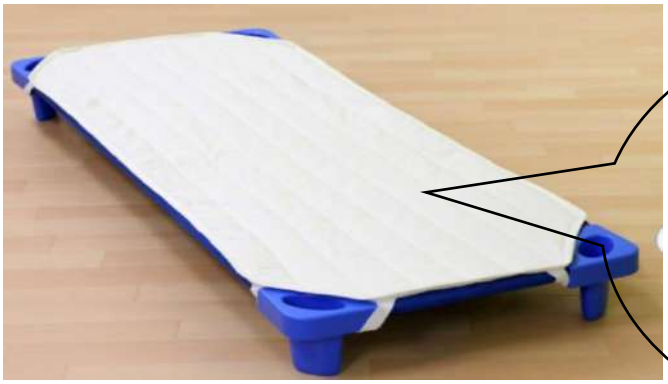
持ち物にはすべて必ずフルネームで名前をご記入ください。紙おむつもすべて記入が必要です。

【別紙】コットについて（きのみ組～そら組）

●コットのサイズ…1m33 cm×58cm



●ゴム付きバスタオルまたは防水シーツのご用意をお願いします。



「「**コットカバー**」
と、ネット検索すると
ゴム付きシーツがでてきます。
※コットのサイズに適したものをご
用意ください。



※ゴム付きのものをご用
意ください。

※だいち組のみコットのサイズが異なるため、バスタオル 2 枚のご用意となります。

12. 入園手続き・入園時の提出書類

保育園に内定しましたら、以下の手順で入園手続きを行います。順序は状況により前後します。

※ お住まいの市区町村による支給認定証の発行が必要になります。支給認定証がない場合には入園することができません。発行されましたら支給認定証を保育園にご持参ください。原本を確認させていただきます。

1. 保育園に訪問し（又は郵送）、入園書類一式をお受け取りください。

2. 保育園にてお子さま・保護者面談を行います（必ずお子さまとお越しください）

これまでのお子様の保育状況、発達状況等をお伺いします。そのほか、入園書類の説明、保育園の運営規則、慣れ保育等を説明します。ご不明な点、ご不安な点、園への要望等も承ります。

3. 入園時健康診断を受診してください（入園前までに必ず受診）

ご入園の前には、お子さまの入園時健康診断の受診が必要になります。必ずご入園前に、保育園の嘱託医で受診してください。保護者自身でご予約、お子さまの受診をお願いします（状況によっては保育園にて受診の場合あり）。**診断内容を記載する用紙は、入園書類の「入園時健康診断書」を使用します。健康診断時に必ず持参し、医師に記載を依頼してください。**なお、健康診断の費用は保育園の負担となりますのでお支払いは不要です。

4. 入園前までに、以下の書類を保育園に提出してください

■全員提出■

提出書類一覧	提出書類を確認し、チェック欄に記載。
重要事項の説明に関する同意書	入園のしおりをよくお読みいただいた後、ご署名、捺印、園に提出。
入園時健康診断書	入園前の健康診断時に医師が記載するものです。受診時に必ず持参し、記載してもらった後に保育園にご提出ください。

■該当者のみ提出■

食材チェック表	0〜1 歳児のみ
生活管理指導表 、診断書の写し	食物アレルギーがある場合
土曜勤務証明書	土曜保育を希望する方、定期利用又はスポット利用あり
月極延長保育申込書	巻末の別紙 1 をコピーの上、記載
スポット（日額）延長保育申込書	巻末の別紙 2 をコピーの上、記載

13. ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）

乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）から赤ちゃんを守るために、当園では以下のように気をつけます。

1. 赤ちゃんをひとりにしません。

2. 保育者が見守り、赤ちゃんの様子を定期的に観察します。

3. スタッキングベッド（コット）を使用することで通気性を確保します。

4. 枕は使いません。

5. ベッドまわりには、ひも等の危険なものは置きません。

6. 定期的な健康診断をもとに、お子様の発達の様子を把握しています。

SIDS（Sudden Infant Death Syndrome）とは、それまで既往歴もなく元気だった赤ちゃんが、睡眠中に何の予兆もないまま死に至る、原因のわからない病気です。発症は年々減少傾向にありますが、毎年全国で赤ちゃんがこの病気で亡くなっており、乳児期の死亡原因としても上位となっています。SIDS の予防方法は確立していませんが、以下のポイントに気をつけることで、発症率が低くなるというデータがあります。

ご家族へのお願い

①仰向けで寝かせましょう。

赤ちゃんの顔が見えるように、仰向けで寝かせましょう。うつぶせ寝は危険です。

②タバコはやめましょう。

妊娠中の喫煙は、お腹の赤ちゃんの体重が増えにくくなり、
呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。

別紙１

申込日：　　年　　月　　日

月極延長保育申込書

大空と大地のなーさりぃ大森西園　園長　殿

【申込者･保護者】

住所：

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

以下の通り園児の月極延長保育を申し込みます。

1	**（ひらがな） 園児氏名**		**生年月日**	年　月　日
2	**（ひらがな） 園児氏名**		**生年月日**	年　月　日
3	**（ひらがな） 園児氏名**		**生年月日**	年　月　日
利用期間		年　月　日 ～　年　月　日 ※利用終了日が決まっていない場合は、卒園までの年月日をご記入ください。		
希望時間 および 1 園児あたりの料金 ※希望の欄に〇又は人数をご記入ください。	**0** 歳児	延長時間：**18:15～19:15** 料金：**6,000 円**		
	1 歳以上児	延長時間：**18:15～19:15** 料金：**4,000 円**		
	0 歳児	延長時間：**18:15～20:15** 料金：**12,000 円+夕食代の月額 1,500 円**		
	1 歳以上児	延長時間：**18:15～20:15** 料金：**8,000 円+夕食代の月額 1,500 円**		

※月極延長保育はご利用開始月の前月10日までにお申し込みください。毎月1日より利用開始となります。
※料金は、月末締めの翌月26日決済となります。（キャッシュレス決済：会費ペイ）
※契約時間を超過した場合は超過料金がかかります。
※欠席・早めにお迎え等により延長保育をご利用にならなかった場合でも、職員配置や食材発注を行うため、延長保育料の時間割り・日割りでの返金はいたしません。
※本書面「月極延長保育申込書」は、年度ごとに毎年提出が必要です。

別紙２

スポット延長保育申込書

大空と大地のなーさりぃ大森西園　園長　殿

以下の園児の来月のスポット延長保育を申し込みます。

1	園児氏名（ひらがな）		組
2	園児氏名（ひらがな）		組
3	園児氏名（ひらがな）		組

	希望の日付･曜日	希望時間	保育園記載欄	
			実施の有無（○×）	保育料
1	／　（　）	：　～　：		円
2	／　（　）	：　～　：		円
3	／　（　）	：　～　：		円
4	／　（　）	：　～　：		円
5	／　（　）	：　～　：		円
6	／　（　）	：　～　：		円
7	／　（　）	：　～　：		円
8	／　（　）	：　～　：		円
9	／　（　）	：　～　：		円
10	／　（　）	：　～　：		円
			月額合計	円

【保育標準時間】　･18:15～19:15　600 円
･18:15～20:15　1200 円
※19:15 までの保育は補食を提供いたします。
19:15 を超える場合は 1 食 300 円の夕食代がかかります。

【保育短時間】　7:15～8:15、16:15～18:15　1 時間あたり 600 円

※スポット延長保育は 1 時間単位でのお申込み、精算となります。1 分～30 分単位等の精算はできません。

※ご利用予定月の前月 10 日までにご提出ください。

※料金は、月末締めの翌月 26 日決済となります。（キャッシュレス決済：会費ペイ）

別紙３

感染症届出書（保護者記入）

大空と大地のなーさりぃ　大森西園　　園長　殿

園児名：

疾　患　名	該当に〇印	登園のめやす
溶連菌感染症		抗菌薬内服後 24 時間～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎		発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病		発熱がなく、普段の食事が食べられること
伝染性紅斑（リンゴ病）		全身状態がいいこと
ヘルパンギーナ		発熱がなく、普段の食事が食べられること
帯状疱疹		すべての発しんが痂皮（かさぶた）化してから
突発性発しん		熱が下がり、機嫌や全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス）		嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が食べられること
RS ウイルス		呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
その他 （　　）		医師の指示により

保育園長 様

年　　月　　日　　病院(医院)において

上記疾患の診断を受けました。

病状が回復しましたので、登園いたします。

年　　月　　日

保護者氏名　　印

別紙 4

インフルエンザ･新型コロナウイルス登園届 （保護者記入）

大空と大地のなーさりぃ　大森西　園長殿

医療機関で以下の診断を受け、以下の出席停止期間を経過したため、登園を報告します。
（以下の必要個所をご記入の上、署名、捺印し、登園の際に保育園にご提出ください）

□　インフルエンザ （A 型 ・ B 型 ・ 不明） ・ □ 新型コロナウイルス	
発症した日 ※急な発熱、全身倦怠感（からだのだるさ）、悪寒（さむけ）などが出た日を示します。判断に迷う場合は医師に相談してください。	月　日
解熱した･軽快した日	月　日
登園を再開する日	月　日

年　月　日

受診した医療機関名：

園児名：

保護者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【インフルエンザの出席停止期間の基準】
発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
（学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令　平成 24 年 4 月 1 日施行）

【新型コロナウイルスの出席停止期間の基準】
発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

※出席停止日数の数え方例（発症した日を 0 日目として数えます。）

例）2/1 発症→2/2 解熱・軽快→発症後 5 日経過→2/7 から登園可。

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7
発症	解熱・軽快	経過観察	→	→	→	登園可能

別紙 5

登園許可書（医師記入）

大空と大地のなーさりぃ 大森西園
園長 殿

園児名：

該当欄	疾 患 名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
	麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	風しん	発しんが消失してから
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが瘡蓋(かさぶた)化してから
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5 日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
	結 核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血等の主な症状が消え 2 日経過してから
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による 5 日間の治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （ベロ毒素を産生する大腸菌O157, O26,O111 等）	症状が治まり、連続 2 回の検便によって菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患に罹患した場合には、学校保健安全法および保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）に基づき、再登園の際には医師の許可が必要になります。

園長 様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

■医療機関名

■電話番号

■医 師 名 印又はサイン